

# 滋賀県国民健康保険運営方針のポイント

滋賀県が目指す国保

## 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営



公的医療保険  
制度の一元化

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

基本理念を実現するための3つの方向性

### 1 保険料負担と給付の公平化

○市町個別の財政運営では厳しい状況に至っている。  
○市町間の医療費水準の格差が全国的に見て最小水準にあり、保険料水準の平準化が進めやすい条件が整っている。

### 2 保健事業の推進と医療費の適正化

○医療費が経済の伸びを上回って増加。  
○県民の自主的な健康管理、疾病の発症・重症化予防の取組みを進めていくうえで、今後、県が担う役割は大変大きくなっている。

### 3 国保財政の健全化

○国保財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金によって賄うことにより国保特別会計の収支が均衡していることが必要。



被保険者の負担の公平化を実現するため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一を目指す。

保険料負担と均衡のとれた保険給付サービス等について、県民の理解、関係者間での丁寧な議論が必要となる。

- ① 納付金算定に当たって、医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金算定に反映させない。
- ② 標準的な保険料賦課方式を3方式に統一。4方式の5町において計画的に3方式に変更。
- ③ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入のうち、保険料の負担緩和を図るための繰入は、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、平成35年度末までに段階的に解消。

県は、保健事業の推進により、県内どこに住んでいても健康的な生活を送れること、そして、結果的に医療費の適正化につながる好循環のシステムづくりに取り組む。

- ① 保健・医療・介護等のデータ分析に基づきデータヘルス計画を県、市町ともに推進。
- ② 後発医薬品の使用促進についての理解が得られるよう、後発医薬品差額通知等を実施。
- ③ 県による保険給付の点検、事後調整として、市町が行った保険給付の事後点検として、県保有情報の活用を検討。

医療費適正化への取組みなどの保険者としての努力に対するインセンティブを活用し、財政基盤の強化に係る取組を進める。

- ① 医療費適正化への努力などに応じて交付される保険者努力支援制度に係る取組を進め、財政基盤を強化。
- ② 市町において赤字が生じた場合には市町毎の赤字削減・解消に向けた取組、目標年次等を市町と協議の上定める。
- ③ 収納率の向上を図るため、市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を定める。

あるべき滋賀県国保の実現に向けた取組を行うとともに、改正法施行後5年程度で国において実施される国保制度の見直しの状況を勘案しつつ、平成36年度以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一や更なる事務の効率化、標準化、広域化について検討を進めていきます。